

實吾々は信頼を高めうる光榮ある階級的使命なり。従事の具体的な可能と実践と成程とを全く大體の中に持つてゐる。一方で、組織力から外れて信任され、統一を成功させ以て全活動開始するに向つて、此力が工場的使命を果たすとすらものである。

二、六總聯合部内の即時産業別整理合同、吾々の組合力ある地域に於て地域的組合会議と即時提唱する事

三、常置的全国労働組合会議と即時提唱する事

四、左の國労働組合同盟に付して即時合同協議会と提唱する事

機械的存満場一致は御意蒙る。無造慮大體存る討議と質問を希望す

一、工場法改正に関する件 提案 東京工業組合

生火現行工場法は労働者保護法たる實質を離れたるものであるが故に是が改善を期す

理由現行工場法は一般労働者の意志を考慮されず、施行上甚多の不便不利多く、健康保険法施行以来特に専門に附されたものが、吾等

はかゝる状態を打破して免えず改悪のために努力しなければならぬ

改正要項

「第一条」人間の倒限を徹底すべし（十人以上現行法

「第二条」十六才不満の女子の就業時間は八時間に短縮すべし

（十一時半迄）現行法

「第三条」「第廿一条」工場法違反に対する五百円以上の罰金に處すべし（千円以下）現行法

以上工場法

「第六条」業務上疾病、負傷の場合には全額支給し百八十日を超過する場合は百分の四十（現行法

第七条」傷害扶助料（以上何日迄）決定する事

「第八条」職工死したる時は五百日分以上千円分を支給せらるた

し。
「第九条」（略）

「第十一条」（略）

「第十二条」（略）

「第十三条」（略）

「第十四条」（略）

各團体の改悪要項と合流して改悪要求書を作成すべし

具体的実行方法は新執行委員会に一任

実行方法
（二）予告期間一ヶ月とすべし（十四日）現行法